

**新潟県条例第4号**

職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年新潟県条例第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(大学等教育施設)</p> <p><b>第4条</b> 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p><b>第4条</b> 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

**第2条** 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成25年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者(以下「任命権者」という。)の定める規則及び規程(以下「規則等」という。)で定めるものをいう。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者(以下「任命権者」という。)の定める規則及び規程(以下「規則等」という。)で定めるものをいう。</p> <p>3・4 (略)</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という。)第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

- 3 第2条の規定による改正後の職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例第2条第2項に規定する大学院等派遣研修には、第2条の規定による改正前の同項に規定する大学院等派遣研修（旧学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。